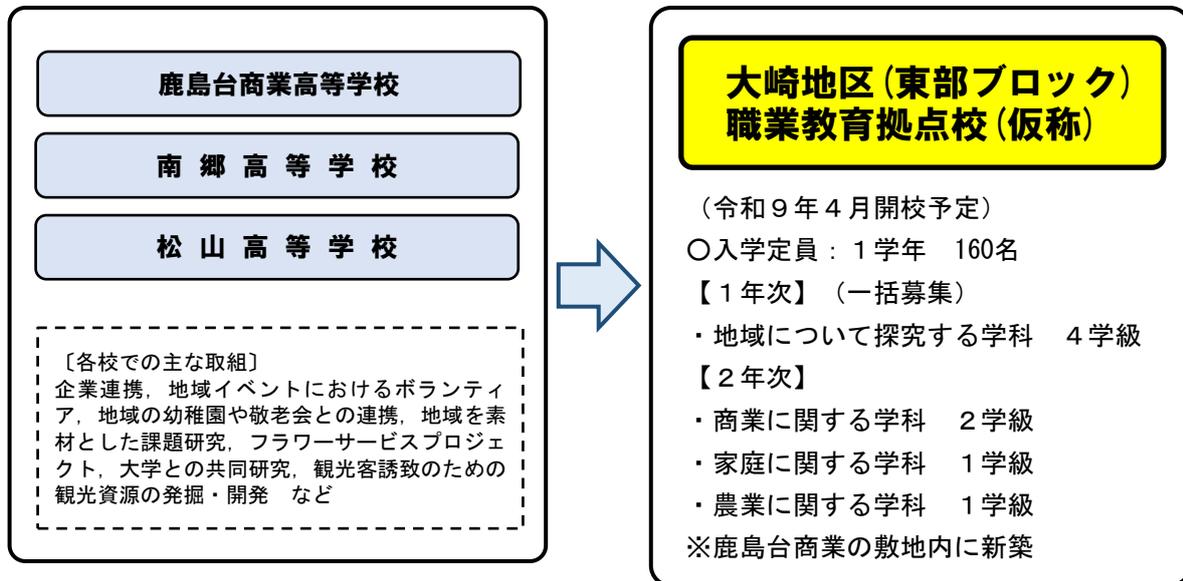


大崎地区(東部ブロック)職業教育拠点校(仮称) 教育基本構想について

1 再編の概要



2 教育基本構想

基本理念

「食」をテーマとした様々な職業専門的学びを展開

目指す学校像

- 食をテーマとする専門教育を展開し、**社会的・職業的自立に必要な能力を持った生徒**を育成する。
- 各学科の特色ある取組をとおして、**生徒の多様な個性や能力の伸長**を図る。
- 各学科の連携・協働をとおして、**課題設定能力及び課題解決能力を育成**する。
- 地域の教育資源を活用し、地域ブランドの創出や魅力化に取り組み、**地域の活性化に貢献**する。

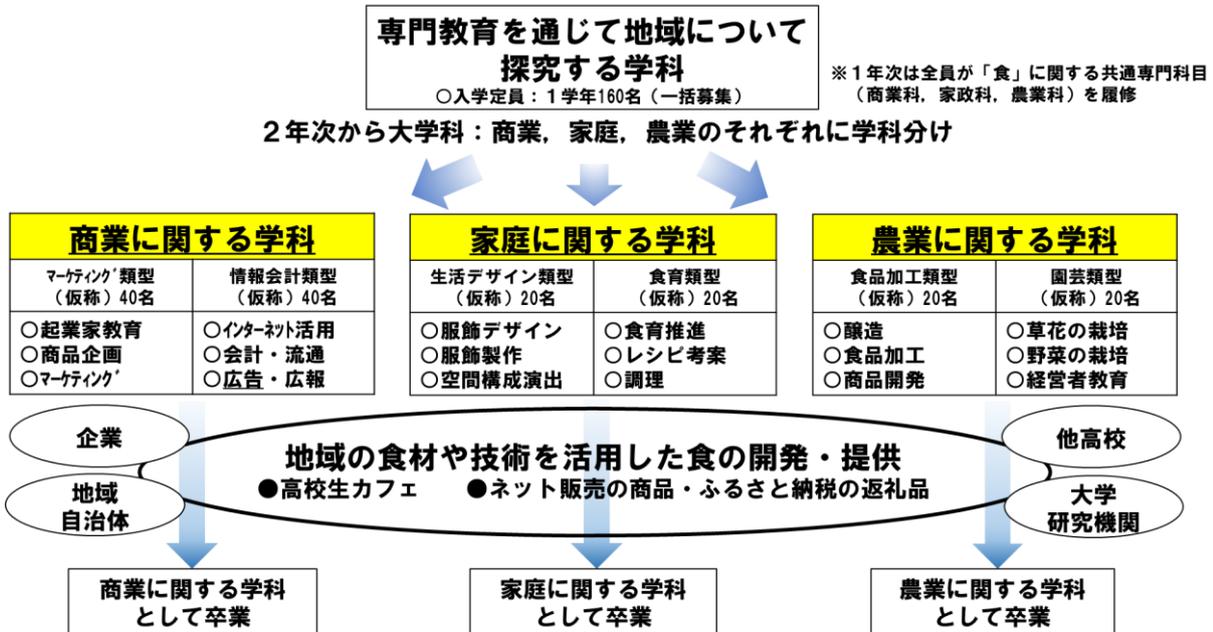
育成する生徒像

- 専門性を活かし、**各分野でよりよい社会の創造に貢献**することができる生徒
- 多様性を受容し、様々な人と協働して**新たな価値を創造**することができる生徒
- **自ら考え行動し、課題の解決に向けて意欲的に取り組む**ことができる生徒
- 地域との連携をとおして、**郷土に対する誇り**をもち、**地域の発展に貢献**することができる生徒

設置学科・類型

地域について探究する学科として一括募集し、2年次から商業、家庭、農業に関する3学科を設置する

概要図



※一括募集により地域について探究する学科に入学し、2年次から専門学科を選択し、それぞれの専門学科を卒業する。

各学科概要

商業に関する学科

起業家教育を通じて経営ノウハウを身に付け、地域の素材を生かした新たなブランドの創出を行うほか、インターネットを活用した商品の流通や販売などを学ぶ学科。

家庭に関する学科

保育・調理に関するノウハウを身に付け、地域の素材を活用した幅広い年代に対する食育の推進を行うほか、服飾デザイン・製作、食空間の構成・演出などを学ぶ学科。

農業に関する学科

農産物の栽培技術や農業経営のノウハウを身に付け、地域の野菜や草花の栽培を行うほか、醸造を含めた食品加工の技術などを学ぶ学科。

教育課程

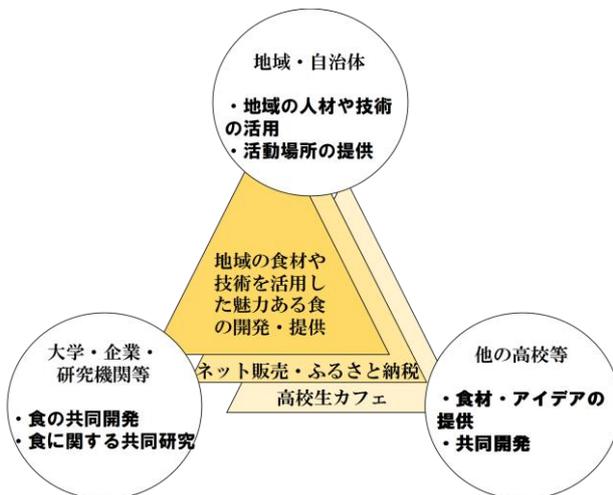
基本方針

- 食をテーマとする各分野について、**基本的な知識・技能の定着が図られる**とともに**系統的な学びが展開**されるように科目を配置する。
- **生徒の主体性や協働性を育成**できる学びを実践する。
- 学科間及び地域と密接に連携し、地域の資源を利活用しながら地域ブランドの創出や魅力化に取り組み、**地域への貢献**を目指す。

教育課程例

1年生	共通教科・科目 (22単位程度)	共通専門科目 (7単位程度)	課題研究 (1単位)
2年生	共通教科・科目 (15単位程度)	専門科目 (14単位程度)	課題研究 (1単位)
3年生	共通教科・科目 (11単位程度)	専門科目 (18単位程度)	課題研究 (1単位)

学びのフィールド



【地域・自治体】

- 地域の保育所や幼稚園，介護施設等と共同で食の開発・提供を行うとともに食育を推進
- 空き店舗等を活用したカフェ経営及び道の駅や地元イベント，小売店等での物販
- 小中学校やこども食堂との連携

【大学・企業・研究機関等】

- 古川農業試験場，東北大学大学院農学研究科川渡フィールドセンター，宮城大学，地元企業等との共同研究や商品開発の実施

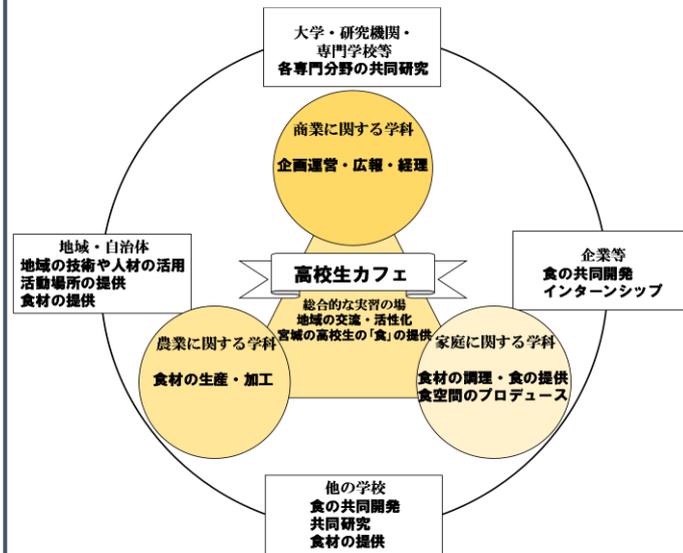
【他の高校等】

- 高校で生産，開発したものを積極的に活用し，「宮城の高校生による食」を提供

【その他】

- 開発商品について，ネット販売やふるさと納税返礼品として活用

高校生カフェ



【概要（案）】

- 運営は生徒が行い、各学科の専門性を生かしながら、企画運営、調理、接客、経理等にあたる。
- 定期的に外部に対して食の提供を行う。
- 地域の食材や他の高校の生産品を活用しながら魅力ある食の開発・提供を行う。

3 スケジュール

○ 準備組織の設置と主な検討内容

年度	準備組織等	
	会議等	主な検討内容
平成30年度	大崎地区における高校の在り方検討会議	魅力ある高校づくりを推進するため、地域・学校関係者から今後の大崎地区の高校の在り方について幅広く意見を聴く。
令和元～2年度	大崎地区（東部ブロック）統合校教育基本構想検討会議	在り方検討会議の議論を踏まえながら、統合校の具体的な学科構成や教育内容の基本的な考え方を整理し、統合校の教育基本構想を策定する。
令和3～5年度	大崎地区職業教育拠点校準備委員会（仮称）	<ul style="list-style-type: none"> ・統合校の学校運営、教育内容、施設・設備等 ・移行期の統合対象校の教育内容等 ・その他、調整が必要な事項
令和6～8年度	開設準備委員会（仮称）	<ul style="list-style-type: none"> ・統合校の学校運営等 ・統合校の諸規程、規約、内規等 ・その他、調整が必要な事項

○ 施設整備計画

年度	施設整備計画
令和3年度	大規模事業評価
令和4年度	設計
令和5年度	↓
令和6年度	新校舎・各実習棟建設工事
令和7年度	↓
令和8年度	↓
令和9年度	供用開始（新設校開校）

宮城県いじめ防止基本方針に基づく実施計画について

1 計画の概要

(1) 実施計画の目的

- いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号,以下「法」という。)の趣旨に基づく,宮城県いじめ防止対策推進条例(平成30年条例第78号,以下「条例」という。)第23条第7項の規定により,「宮城県いじめ防止基本方針」を実効性のあるものとするため策定することとされたもの

(2) 計画期間

- 令和3年度から令和5年度までの3年間
 - ・ 社会情勢やいじめの発生状況等を勘案し,計画期間内であっても必要に応じて計画の見直しを行う。

(3) 他の計画との整合

- 「新・宮城の将来ビジョン」との整合を図り,いじめの防止等(いじめの防止,いじめの早期発見及びいじめへの対処)のための対策及び支援に関する総合的かつ実効性のある施策を推進
- 「宮城県教育振興基本計画」や「青少年の健全な育成に関する基本計画」と進捗状況等を共有するなど,相互に連携を図りながら計画を推進

2 県が実施する施策

(1) いじめ問題対策連絡協議会の設置

- 法第14条第1項の規定に基づき,学校と地域の関係機関等とのいじめの問題の対応に係る連携確保のため,「宮城県いじめ問題対策連絡協議会」を設置

(2) 附属機関の設置

- 法第14条第3項の規定に基づき,いじめ防止等の対策を実効的に行うため,専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加による,公平性と中立性を確保した附属機関「宮城県いじめ防止対策調査委員会」を設置

(3) 主な施策

- ① いじめ防止対策の推進
- ② いじめ防止等のための教職員の資質能力の向上,生徒指導体制の充実
- ③ SNS,ネット上のいじめ事案対処体制整備

- ④ 学校間及び関係団体等との連携協力体制整備
- ⑤ 県立学校のいじめ防止の取組の点検・充実
- (4) 県立学校の設置者として実施する施策
 - ① 道徳教育と体験活動の充実
 - ② 児童生徒・保護者・教職員へのいじめ防止の啓発
 - ③ アンケート・面談の実施
 - ④ 相談体制整備
 - ⑤ 教職員研修
 - ⑥ インターネット等を通じて行われるいじめ防止の啓発
 - ⑦ いじめに対する措置
 - ⑧ 重大事態への対処
 - ⑨ 学校評価・職員評価への助言
 - ⑩ 学校運営改善の支援
- (5) 私立学校に関する施策
 - ① 重大事態への対処
 - ② 体制整備（附属機関による調査を含む）
- (6) その他
 - ① 国立・私立学校との連携確保
 - ② 高等専門学校との連携確保

3 進行管理等

- (1) 進行管理
 - 「宮城県いじめ防止対策調査委員会」及び「心のケア・いじめ・不登校等対策支援チーム推進委員会」の意見聴取をし、いじめ防止等のための対策の定期的な確認を実施
 - 必要に応じて県いじめ防止基本方針及び施策の見直し
 - 条例第23条第9項の規定により、毎年度、講じた施策を議会に報告・公表
- (2) 施策の進捗状況等に関する評価
 - 「宮城県教育振興基本計画」と「青少年の健全な育成に関する基本計画」の指標を踏まえ、総合的に実施

宮城県いじめ防止基本方針に基づく
実施計画

令和3年4月

宮城県・宮城県教育委員会

目 次

1	計画の作成に当たって	1
	(1) 条例に基づく実施計画	1
	(2) 「新・宮城の将来ビジョン」との整合	1
	(3) 宮城県の策定するその他の計画との関係	1
	(4) 計画の期間	2
	(5) 計画の位置づけ	2
2	県が実施する施策について	2
	(1) いじめ問題対策連絡協議会の設置	2
	(2) 県教育委員会の附属機関の設置	3
	(3) 主な施策	3
	①いじめ防止対策の推進	
	②いじめ防止等のための教職員の資質能力の向上，生徒指導体制の充実	
	③SNS，ネット上のいじめ事案対処体制整備	
	④学校間及び関係団体との連携協力体制整備	
	⑤県立学校のいじめ防止の取組の点検・充実	
	(4) 県立学校の設置者として実施する施策	7
	①道徳教育と体験活動の充実	
	②児童生徒・保護者・教職員へのいじめ防止の啓発	
	③アンケート・面談の実施	
	④相談体制整備	
	⑤教職員研修	
	⑥インターネットを通じて行われるいじめ防止の啓発	
	⑦いじめに対する措置	
	⑧重大事態への対処	
	⑨学校評価・職員評価への助言	
	⑩学校運営改善の支援	

(5) 私立学校に関する施策	11
①重大事態への対処	
②体制整備（附属機関による調査を含む）	
(6) その他	11
①国立・私立学校との連携確保	
②高等専門学校との連携確保	

3 進行管理について	12
------------	----

(別表)「宮城県いじめ防止基本方針に基づく実施計画」事業一覧

1 計画の作成に当たって

(1) 条例に基づく実施計画

本実施計画は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、宮城県いじめ防止対策推進条例（平成 30 年条例第 78 号、以下「条例」という。）第 23 条第 7 項の規定により、「宮城県いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を実効性のあるものとするため策定することとされたものである。

条例第 23 条第 7 項

知事及び県教育委員会は、法第 6 条に規定する地方公共団体の責務等に照らし合わせ、実効性のある県いじめ防止基本方針となるよう県いじめ防止基本方針に基づく実施計画（以下「実施計画」という。）を策定するものとする。

(2) 「新・宮城の将来ビジョン」との整合

県では県政運営の基本的な指針として、将来に宮城のあるべき姿や目標を県民と共有し、その実現に向けて県が優先的・重点的に取り組むべき施策をまとめた「新・宮城の将来ビジョン」を策定している。

本実施計画の策定及び実行に当たっては、この「新・宮城の将来ビジョン」との整合を図りながら、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策及び支援に関する総合的かつ実効性のある施策の推進を図っていく。

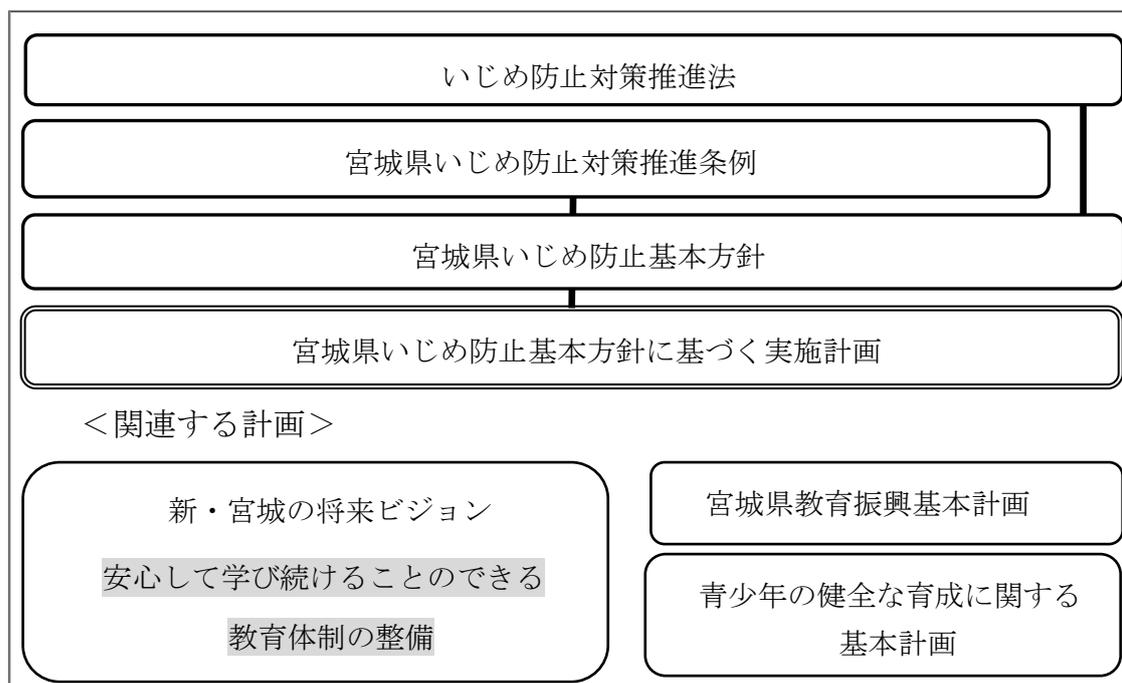
(3) 宮城県の策定するその他の計画との関係

いじめの防止等のためには、条例外の計画である「宮城県教育振興基本計画」や「青少年の健全な育成に関する基本計画」と結果を共有するなど、相互に連携を図りながら計画を推進していく。

(4) 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とする。社会情勢やいじめの発生状況等を勘案し、計画期間内であっても必要に応じて計画の見直しを行う。

(5) 計画の位置づけ



2 県が実施する施策について

(1) いじめ問題対策連絡協議会の設置

学校と地域の関係機関等とのいじめの問題の対応に係る連携を確保するため、県及び県教育委員会は、「宮城県いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

機関名	内 容
宮城県いじめ問題 対策連絡協議会	○法第14条第1項の規定に基づき設置 ・平成26年4月1日設置 ・市町村教育行政、学校、保護者、関係行政機関、

	<p>関係職域団体，県教育行政から，22 の機関・団体等で構成する。</p> <p>・年 1 回開催する</p>
--	--

(2) 県教育委員会の附属機関の設置

基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため，専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り，公平性，中立性を確保した附属機関を設置する。

附属機関名	内 容
宮城県いじめ防止対策調査委員会	<p>○法第 14 条第 3 項の規定に基づく附属機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年 4 月 1 日設置 ・教育，法律，心理，福祉，医師，人権，保健に関する有識者 20 名以内と，臨時委員 10 名以内で構成する。 ・特定案件を調査する特別部会を置く。 ・定例会を年 1 回と特別部会に対応した会を随時開催する。

(3) 主な施策

① いじめ防止対策の推進

イ いじめの防止等のための対策を推進し，いじめの防止等に向けた環境づくりを行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○魅力ある学校づくり推進事業 ○みやぎ「行きたくなる学校づくり」推進事業 ○いじめ対策・不登校支援等推進事業 |
|--|

○いじめ対策・不登校支援及び中途退学防止事業

- ・心のケア支援員の学校配置
- ・心のサポートアドバイザーの設置
- ・スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）の配置

○いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業

- ・スクールロイヤー（以下「SL」）の配置

○教育相談充実事業

○高等学校スクールカウンセラー活用事業

- ・スクールカウンセラー（以下「SC」）の配置派遣
- ・SSWの配置
- ・スーパーバイザー（以下「SV」）の設置

ロ いじめに関する通報及び相談体制の整備・相談窓口の周知徹底をする。

○ネット被害未然防止対策事業

- ・ネットパトロールの実施

○総合教育相談事業

- ・24時間子供SOSダイヤル
- ・子どもの相談ダイヤル
- ・SNS相談

○各学校における教育相談窓口（教育相談担当 等）の配置

ハ 児童生徒や保護者のいじめに関する理解やいじめ防止等のための対策に必要な体制を整備する。

○いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業（再掲）

- ・SLの配置

○いじめ対策・不登校支援等の普及啓発

- ・みやぎ小・中学生いじめ問題を考えるフォーラム
- ・小・中学生いじめゼロCMコンクールの実施
- 「いじめ問題対策委員会」の設置
 - ・SCや弁護士，医師等の外部専門家，PTA代表等が参画
- 保護者面談や家庭訪問，学校通信等を活用した理解・啓発の実施

② いじめの防止等のための教職員の資質能力の向上，生徒指導体制の充実

イ いじめの防止等に向けた環境づくりや対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう，教職員の資質能力の向上，生活指導に係る体制等の充実のための教職員を配置する。

- SC等を講師とした校内研修実施
- ネット被害防止のための教員向けの研修会実施
- いじめ対策・不登校支援等推進事業（再掲）
- いじめ対策・不登校支援及び中途退学防止事業（再掲）
 - ・心のケア支援員の学校配置
 - ・心のサポートアドバイザーの設置
- いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業（再掲）
 - ・SLの配置

ロ 心理，福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じる者を確保する。

- 教育相談充実事業（再掲）
 - ・SCの配置・派遣，SVの配置
- 高等学校スクールカウンセラー活用事業（再掲）
 - ・SCの配置，SSWの配置，SVの配置

○特別支援学校外部専門家活用事業

- ・ S C の配置

ハ いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者を確保する。

○いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業（再掲）

- ・ S L の配置

○いじめ対策・不登校支援等推進事業（再掲）

○いじめ対策・不登校支援及び中途退学防止事業（再掲）

- ・心のケア支援員の学校配置

- ・心のサポートアドバイザーの設置

③ SNS，ネット上のいじめ事案対処体制整備

インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。

○ネット被害未然防止対策事業（再掲）

- ・ネットパトロールの実施

対象：公立小・中・高校・特別支援学校及び希望する私立学校

○いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業（再掲）

- ・ S L の配置

④ 学校間及び関係団体との連携協力体制整備

学校と地域，家庭が組織的に連携・協働する体制を整備する。また，いじめ事案に係る学校間の連携協力体制を整備する。

○ P T A や地域の関係団体等との連携促進を図る取組の実践

○学校警察連絡協議会等を通じた関係機関との連携協力体制の整備

○複数の県立学校が関連する事案発生時の教育委員会を介した連携

○管理職の連携及び生徒指導等担当者間の連携による情報共有

⑤ 県立学校のいじめ防止の取組の点検・充実

県立学校におけるいじめの防止等の取組を点検・充実する。

○いじめ防止に係る年間計画の策定，校内体制の見直しの促進

(4) 県立学校の設置者として実施する施策

① 道徳教育と体験活動の充実

全ての教育活動を通じ道徳教育及び体験活動等を充実する。

○公民科及び特別活動を核としながら，人権に対する意識の向上や自他の個性の尊重，よりよい人間関係の形成等に係る資質を育成

② 児童生徒・保護者・教職員へのいじめ防止の啓発

いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発，その他の必要な措置をする。

○いじめの防止に資する児童生徒の自主的な活動に対する支援

③ アンケート・面談の実施

県立学校に在籍する児童生徒に対する定期的なアンケート調査，個人面談その他の必要な措置をする。

○いじめアンケートの定期的な実施と結果の共有・情報発信

④ 相談体制整備

S C・S S Wの配置，弁護士等の専門家の派遣，人権擁護機関等の関係機関との連携等の体制を整備する。

○いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業（再掲）
・S Lの配置

○高等学校スクールカウンセラー活用事業（再掲）

- ・ S C の配置， S S W の配置， S V の配置

⑤ 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する研修の実施，その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力を向上する。

○いじめの防止等のための対策に関する研修の実施

- ・ 生徒指導コーディネート研修会
- ・ 生徒指導スキルアップ研修会
- ・ いじめ対応研修会

○その他のいじめの防止等のための対策に関する，資質能力向上に必要な措置

- ・ 指定研修（初任者研修，中堅教員研修 等）
- ・ 職能研修（新任校長研修会，新任教頭研修会 等）

○全ての教職員に対し，年に複数回いじめの問題に関する校内研修を実施

○ S C 等を講師とした校内研修を実施（再掲）

○ ネット被害防止のための教員向けの研修会を開催（再掲）

○ いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業（再掲）

- ・ S L の配置

⑥ インターネットを通じて行われるいじめ防止の啓発

児童生徒及び保護者がインターネット等を通じて行われるいじめを防止し，効果的に対処することができるよう，啓発活動を実施する。

○いじめ対策・不登校支援等の普及啓発（再掲）

- ・ 小・中学生いじめゼロCMコンクールの実施

- ネットモラル等に係る講座を，警察や携帯電話会社等と連携して実施
- SNS等の安全な利用についての講習（研修）を実施（再掲）

⑦ いじめに対する措置

イ 法第 23 条第 2 項の規定による報告を受けたときの必要な支援と措置をする。

- 学校の設置者として，県立学校からの報告に係る事案について自ら必要な調査の実施。必要に応じ，「宮城県いじめ防止対策調査委員会」の活用

ロ いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第 35 条第 1 項の規定に基づき出席停止を命ずる等，いじめを受けた児童生徒等が安心して教育を受けられるよう必要な措置を講ずるよう支援する。

- 法第 33 条の規定に基づき，市町村教育委員会に対し，必要な指導，助言又は援助の実施
- いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業（再掲）
 - ・SLの配置

⑧ 重大事態への対処

基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月文部科学省）等に基づいた対応を行う。

- 学校の設置者又は学校による調査
 - ・法第 28 条に規定された重大事態の発生の際，県教育委員会又は県立学校による調査を実施。必要に応じ，「宮城県いじめ防止対策調査委員会」に諮問し，調査を実施
 - ・調査を実施した際，県教育委員会又は学校は，法第 28 条第 2 項の規定

により，いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査結果を提供するとともに知事へ報告

○知事による再調査及び措置

- ・知事は，法第 30 条第 2 項の規定による再調査が必要と判断した場合，「いじめ調査結果検証等委員会」に諮問し，県教育委員会又は県立学校の調査結果について再調査を実施
- ・知事及び県教育委員会は，法第 30 条第 5 項の規定により，それぞれの権限と責任において，再調査の結果を踏まえた必要な措置を実施

⑨ 学校評価・職員評価への助言

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう各学校に対して必要な指導・助言をする。

○学校評価の共通の項目としていじめに係る観点の設定

○全体の評価状況の集約をする中で学校に現状を伝えるとともに，必要な指導を実施

○学校評価に係る研修会の開催と学校評価の適切な実施

⑩ 学校運営改善の支援

イ いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備と学校運営の支援を行う。

○指導主事学校訪問における，いじめ問題への取組状況の確認及び児童生徒の障害特性や発達段階に応じた，いじめ問題対応への指導助言

○いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業（再掲）

- ・ S L の配置

ロ いじめの問題など学校が抱える課題を地域ぐるみで対応する仕組みづくりを

推進する。

- コミュニティスクール推進事業
- 地域と連携した高等学校魅力化事業
 - ・学校運営協議会制度の導入

(5) 私立学校に関する施策

① 重大事態への対処

いじめ重大事態に関し、法の規定に則り、学校法人又は私立学校に対し、必要な助言又は指導を行う。

② 体制整備（附属機関による調査を含む）

私学・公益法人課において、いじめ重大事態の調査結果の検証を担当し、必要に応じて再調査を行う。

- 再調査が必要と判断した場合は、附属機関に諮問し、学校法人又は学校の調査結果について、再調査を実施
 - ・法の規定に基づき、知事の権限と責任において、必要な措置の実施
- 再調査を行うため、外部委員で構成する「いじめ調査結果検証等委員会」を設置
 - ・平成 26 年設置（条例設置）
 - ・委員 6 人（任期 3 年）

(6) その他

① 国立・私立学校との連携確保

県教育委員会からの専門家・関係機関の紹介や、研修機会の提供等の連携を確保する。

- 要請に応じて、関係各課と連携しつつ、SCの助言等、必要な情報提供

や支援を実施

② 高等専門学校との連携確保

県教育委員会からの専門家・関係機関の紹介や、研修機会の提供等の連携を確保する。

○要請に応じて、関係各課と連携しつつ、SCの助言等、必要な情報提供や支援を実施

3 進行管理等について

進行管理については、施策の進捗状況等に関する評価や検証を行い、「宮城県いじめ防止対策調査委員会」及び「心のケア・いじめ・不登校等対策支援チーム推進委員会」の意見を聴取し、いじめ防止等のための対策が総合的かつ効果的に進められているかについて、定期的に確認を行い、必要に応じて県いじめ防止基本方針及び施策の見直しを図っていくものとする。

その上で、条例第23条第9項の規定により、毎年度、講じた施策を議会に報告するとともに、公表する。

なお、施策の進捗状況等に関する評価は、主に、関連する計画である「宮城県教育振興基本計画」と「青少年の健全な育成に関する基本計画」の指標を踏まえて、総合的に実施する。

【いじめ防止基本方針に基づく実施計画 指標】

目標指標	現況値	目標値	担当課
(宮城県教育振興基本計画)	小 83.0%	小 88.0%	義務教育課
「学校に行くのは楽しいと思う」と答えた児童生徒の割合	中 79.4%	中 82.0%	
	(R 2年度)	(R 5年度)	

<p>(青少年の健全な育成に関する基本計画)</p> <p>「児童・生徒会活動を通じて、いじめ問題を考えさせたり、生徒同士の間関係や仲間づくりを促進したりした」と答える学校の割合</p>	<p>小 80.2%</p> <p>中 89.0%</p> <p>(R 2年度)</p>	<p>小 86.0%</p> <p>中 90.0%</p> <p>(R 5年度)</p>	<p>義務教育課</p>
<p>特別活動における「いじめの未然防止等に係る取組」の実施状況の割合</p>	<p>高 71.4%</p> <p>(R 1年度)</p>	<p>高 80.0%</p> <p>(R 5年度)</p>	<p>高校教育課</p>

(別表)

「宮城県いじめ防止基本方針に基づく実施計画」事業及び取組一覧

区分	事業名	事業概要	R3	R4	R5	R3当初 予算額 (千円)	担当課室
1	魅力ある学校づくり推進事業	学校の取組を児童生徒の視点で見直し、児童生徒にとって魅力のある学校づくり推進する。	→			810	義務教育課
2	みやぎ「行きたくなる学校づくり」推進事業	学校の取組を児童生徒の視点で見直し、児童生徒にとって魅力のある「行きたくなる学校づくり」推進する。	→			655	義務教育課
3	宮城県いじめ問題対策連絡協議会	学校と地域の関係機関等とのいじめの問題の対応に係る連携を確保するため、県及び県教育委員会は、「宮城県いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。	→			4に含む	高校教育課
4	宮城県いじめ防止対策調査委員会	基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性、中立性を確保した附属機関を設置する。	→			4に含む	高校教育課
5	いじめ対策・不登校支援等推進事業	児童生徒自身が抱える問題や児童生徒を取り巻く震災等による環境(家庭、養育環境、友人関係等)の変化等、多様な要因により生じるいじめや不登校等の課題を解決するために、スクールソーシャルワーカーや支援員等の配置・派遣、心のケア・いじめ対策・不登校支援等支援チームや東部教育事務所及び大河原教育事務所に設置した児童生徒の心のサポート班の運営により、児童生徒や家庭、学校へ多様な支援を行う。 <令和3年度の主な取組> ・登校支援ネットワーク推進協議会の設置 ・各事務所に地域ネットワークセンターの設置と連絡会議の開催 ・地域センターのコーディネートを学青少年育成員の配置 ・児童生徒の家庭に直接支援する訪問指導員の配置・派遣 ・スクールソーシャルワーカー活用事業(市町村委託)の実施 ・心のケア等対策推進校への心のケア支援員等の配置・派遣 ・心のサポートアドバイザーを配置、学校等への巡回支援 ・いじめ根絶に向けたCMコンクールの実施 ・児童生徒の心のサポート班による学校等への直接支援及び市町村が設置する「みやぎ子どもの心のケアハウス」との連携推進、運営支援 ・スクールロイヤーを活用した生徒指導上の諸課題の対応 ・不登校等児童生徒学び支援教室の運営	→			368,687	義務教育課
6	いじめ対策・不登校支援及び中途退学防止事業	いじめ・不登校等に対応するため、生徒指導、学習支援、進路支援等を行う心のケア支援員・心のサポートアドバイザーを配置するとともに、関係機関や外部の専門家等との連携・協力のネットワークを強化し、組織的・体系的な生徒指導を進め、早期発見・早期解決を図る。 <令和3年度の主な取組> ・いじめ防止対策推進法の施行に伴う連絡協議会、調査委員会の開催 ・心のケア支援員の配置(希望する県立高校) ・心のサポートアドバイザーの配置(県教育委員会) ・高等学校生徒指導連絡会議等の開催 ・ネットパトロール	→			95,549	高校教育課
7	いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業	義務教育課及び各教育事務所並びにスクールロイヤーを配置し、いじめ予防教育の推進や生徒指導上の諸課題の解決支援を行う。	→			3に含む	義務教育課
8	教育相談充実事業	震災により精神的苦痛を受けた児童生徒が、早期に正常な学習活動に戻れるようにするため、スクールカウンセラーの配置・派遣などを通して、一人一人へのきめ細かい心のケアを行うとともに、学校生活の中で心の安定が図られるよう、相談・支援体制の一層の整備を図る。 <令和3年度の主な取組> ・県内中学校へのスクールカウンセラーの配置と小学校への派遣 ・学校や市町村教育委員会の要望に応じた県内外のスクールカウンセラーの配置・派遣 ・各教育事務所等への専門カウンセラーの配置 ・心のケアに係る研修会等の実施 ・心のケアに係る校内研修等に対する外部人材の活用支援 ・震災後の様々な課題に対応した学校教育復旧支援員の配置 ・適応指導教室(けやき教室)への支援員やボランティアの派遣	→			517,632	義務教育課

9	高等学校スクールカウンセラー活用事業	全県立高校にスクールカウンセラーを配置することにより、多様化・複雑化した生徒・保護者・教員の相談に対応するとともに、地域の関係機関や家庭と連携した指導の充実を図るため、学校の要望に応じ、スクールソーシャルワーカーを配置・派遣する。また、スーパーバイザー等を活用した連絡会議を開催し、震災後の心のケアに関する教職員の資質向上に資するとともに、校内の教育相談体制の強化を図る。 ＜令和3年度の主な取組＞ ・スクールカウンセラーの配置（全県立高校） ・スクールソーシャルワーカーの配置（希望する県立高校） ・スーパーバイザーの配置 ・スクールカウンセラー連絡会議の開催 ・スクールソーシャルワーカー連絡会議の開催				105,629	高校教育課
10	ネット被害未然防止対策事業	SNS等の利用実態の検索及び監視により、児童生徒の問題行動等を未然に防止する。				4に含む	高校教育課
11	総合教育相談事業	心の問題に関する高度な専門的知識・経験を有する精神科医や臨床心理士が、いじめ、不登校、非行等について、面接又は電話等による教育相談を行う。また、特に震災による心の傷が癒えず様々な環境の変化に適応できない児童生徒に対応して心のケアを進めるよう、相談体制を強化する。 ＜令和3年度の主な取組＞ ・不登校・発達支援相談室の設置 ・24時間子供SOSダイヤルの設置 ・SNSを活用した相談の実施				33,248	高校教育課
12	各学校における教育相談窓口（教育相談担当等）の配置	各学校において、教育相談等を窓口として校務分掌に位置づけ、いじめに関する通報及び相談体制の整備を図る。					義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
13	いじめ対策・不登校支援等の普及啓発	いじめ根絶に向けたCM作品を募集し、優秀作品を広く周知することでいじめ防止を啓発する。					義務教育課
14	「いじめ問題対策委員会」の設置	各学校においてSCや弁護士、医師等の外部専門家、PTA代表等を委員として、いじめの防止等のための体制を整備する。					義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
15	保護者面談や家庭訪問、学校通信等を活用した理解・啓発の実施	いじめに関する通報及び相談体制を整備するとともに、児童生徒・保護者から活用されるよう周知する。					義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
16	SC等を講師とした校内研修実施	いじめの防止等に向けた環境づくりや対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の資質能力の向上を図る。				6,7,16に含む	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
17	ネット被害防止のための教員向けの研修会実施	SNS等によるいじめの防止等に向けた対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の資質能力の向上を図る。				4に含む	高校教育課
18	特別支援学校外部専門家活用事業	心のケアが必要な特別支援学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者、教職員の相談に対応する。ケースによっては外部機関と連携し、児童生徒や保護者が抱える心の悩みを解消する。				6,362	特別支援教育課
19	学校間連携協力体制整備	・県立高校において、必要な事案が生じた場合、教育委員会が介在して円滑な連携をするとともに、管理職の連携及び生徒指導等担当者間の連携による情報共有を図る。 ・学警連等とおした連携協力体制の整備					高校教育課
20	県立学校の取組の点検	県立学校における、いじめ防止に係る年間計画の策定や校内体制の見直し、いじめアンケートの定期的な実施と結果の共有・情報発信等の取組の点検を行い、充実を図る。					高校教育課 特別支援教育課
21	道徳教育及び体験活動の充実	公民科及び特別活動を核としながら、人権に対する意識の向上や自他の個性の尊重、よりよい人間関係の形成等に係る資質を育成する。					高校教育課
22	県立学校における研修の充実	いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力を向上を図る。				4に含む	高校教育課
23	ネットモラル等に係る講座を、警察や携帯電話会社等と連携して実施	児童生徒及び保護者がインターネット等を通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、啓発活動を実施する。					高校教育課

24	県立学校及び市町村教育委員会への指導・助言	いじめ重大事態を含む県立学校及び市町村教育委員会が行ういじめ防止等の取組に対して適切な助言を行う。			義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
25	コミュニティ・スクール推進事業	「コミュニティ・スクール推進協議会」を主催し、各市町村の域内全ての学校において、学校運営協議会を核とした学校・家庭・地域の連携・協働体制の導入拡充を図る。		500	義務教育課
26	地域と連携した高等学校魅力化事業	学校運営協議会等による地域と学校の連携により、両者が協働してこれからの地域社会を担うための、児童生徒の資質能力の向上を図る。		12.666	高校教育課

宮城県幼児教育推進指針みやぎの学ぶ土台づくりについて

1 「学ぶ土台づくり」とは

- 幼児期を生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期，すなわち「学ぶ土台づくり」の時期として捉え，家庭・幼稚園・保育所・認定こども園などのいずれにおいても充実した幼児教育が行われ，小学校へ入学する時期までに，子供たちが豊かな心情や学ぼうとする意欲，健全な生活を送る態度などを身に付けることを目指すもの。
- 第3期「学ぶ土台づくり」推進計画（平成30年度～令和2年度）の終期到来に伴い，新たな幼児教育推進の指針の検討を行い，令和3年3月に「宮城県幼児教育推進指針みやぎの学ぶ土台づくり」（別冊）を策定したものの。

2 策定の経緯

時 期	会 議 等	内 容 等
令和2年4月	幼児教育推進体制の構築に関する検討会議	第3期推進計画の検証 策定の方向性の確認 意見交換
令和2年6月	「学ぶ土台づくり」推進連絡会議	
令和2年8月	幼児教育推進体制の構築に関する検討会議	中間案の検討・確認 意見交換
令和2年10月	「学ぶ土台づくり」推進連絡会議	
令和2年12月	幼児教育推進体制の構築に関する検討会議	最終案の検討・確認 意見交換
令和3年1月	「学ぶ土台づくり」推進連絡会議	
令和3年3月	文教警察委員会	最終案の説明
令和3年3月	指針策定	

3 指針の内容の構成

- 「学ぶ土台づくり」の趣旨・目指す子供の姿・4つの方向性などの基本的な考え方は継続して維持。
- 保護者や幼稚園教諭・保育士・保育教諭などの保育者に実際に活用してもらえるような内容で構成。
- 「学ぶ土台づくり」と「志教育」のつながりを明示。

宮城県幼児教育推進指針

みやぎの学ぶ土台づくり

小学校・中学校・高等学校等を通じた「みやぎの志教育」につながる「就学前の幼児期の教育・保育の理念」

みやぎの志教育

夢をはぐくみ志に高める

人と『かかわる』 よりよい生き方を『もとめる』 社会での役割を『はたす』

接続

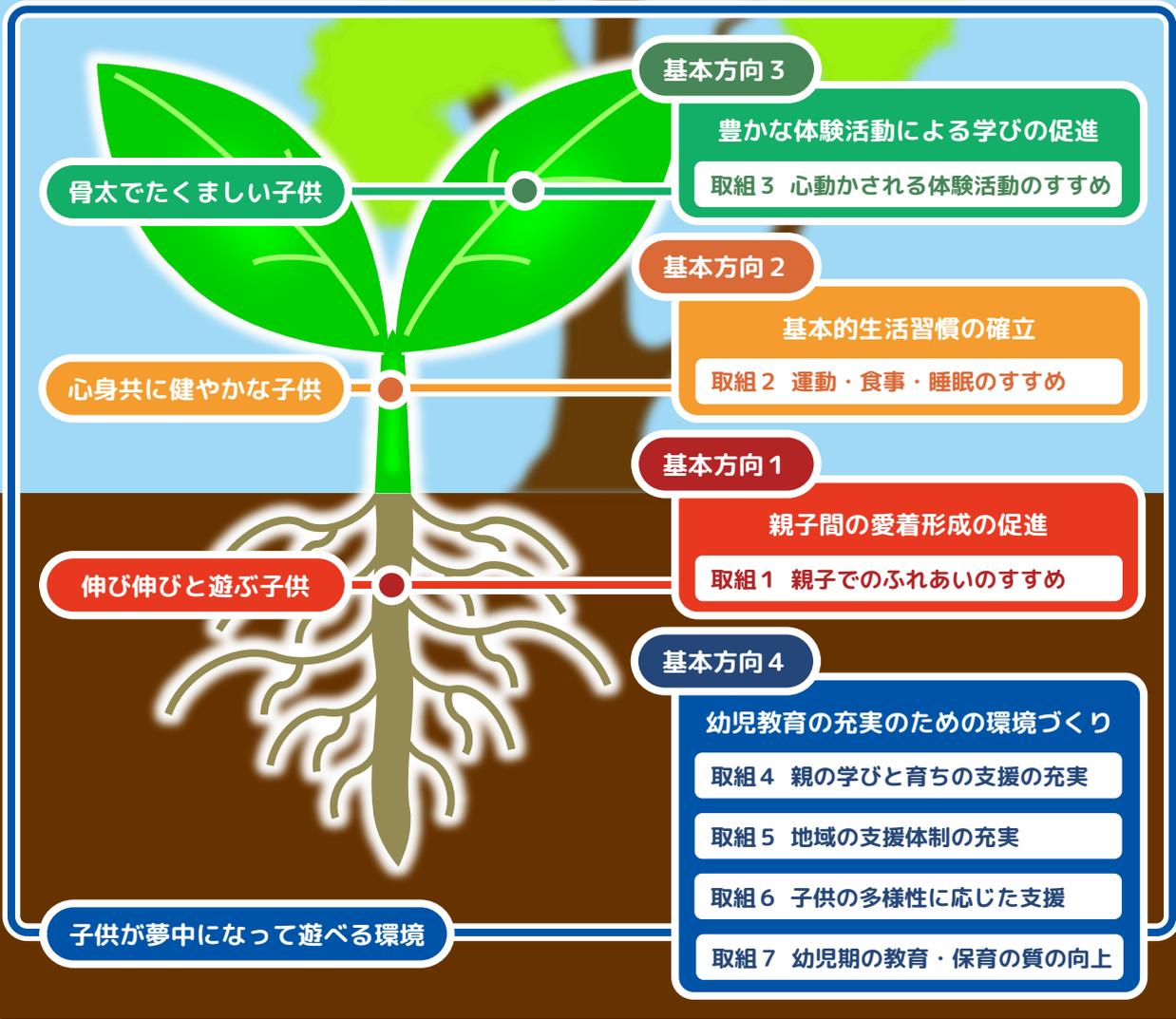
遊びを通じた学び

みやぎの学ぶ土台づくり

目指す
子供の姿

元気いっぱい、夢いっぱい、腫かがやく“みやぎっ子”

～ 遊びや自然・人とのかかわりを通して、豊かな心をはぐくむ ～



宮城県幼児教育推進指針 みやぎの学ぶ土台づくり

はじめに 1

目指す子供の姿・基本方向と具体的取組 2

基本方向1 親子間の愛着形成の促進 3

取組1 親子でのふれあいのすすめ

基本方向2 基本的生活習慣の確立 4

取組2 運動・食事・睡眠のすすめ

基本方向3 豊かな体験活動による学びの促進 5

取組3 心動かされる体験活動のすすめ

基本方向4 幼児教育の充実のための環境づくり 6

取組4 親の学びと育ちの支援の充実

取組5 地域の支援体制の充実

取組6 子供の多様性に応じた支援

取組7 幼児期の教育・保育の質の向上

おわりに 11

この指針で使用する言葉の意味



はじめに

「学ぶ土台づくり」の取組とは

宮城県では、幼児期を生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期、すなわち「学ぶ土台づくり」の時期として捉え、家庭や幼稚園・保育所・認定こども園などのいずれにおいても充実した幼児教育が行われ、小学校へ入学する時期までに、子供たちが豊かな心情や学ぼうとする意欲、健全な生活を送る態度などを身に付けることを目指して取り組んでいます。

この「学ぶ土台づくり」を宮城県民総がかりで推進するため、平成23年3月から、幼児教育に関係する各主体（家庭・地域社会・教育現場・行政）がそれぞれの役割を果たしながら共に取り組むための「幼児教育推進の指針」として「学ぶ土台づくり」推進計画を策定し、その必要性和重要性を普及啓発してきました。



幼児期を生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期、すなわち「学ぶ土台づくり」の時期として捉え、家庭や幼稚園・保育所・認定こども園などのいずれにおいても充実した幼児教育が行われ、小学校へ入学する時期までに、子供たちが豊かな心情や学ぼうとする意欲、健全な生活を送る態度などを身に付けることを目指す。

「志教育」につながる 普遍の理念として

小学校に入学した後の生活へのつながりや就学前から高等学校までの学びの連続性の観点から、「学ぶ土台づくり」は、宮城県の小学校以降の学校教育の共通理念である「志教育」につながるものと位置付けることができます。また、「学ぶ土台づくり」の考え方は、変わる事のない重要で普遍の理念であることから、この際、「学ぶ土台づくり」を「志教育につながる普遍的な就学前の幼児期の教育・保育の理念」とすることとし、新たに「宮城県幼児教育推進指針みやぎの学ぶ土台づくり」を策定しました。

これまで「学ぶ土台づくり」推進計画により示してきた基本的な考え方を継承しつつ、家庭・地域社会・教育現場・行政における実践的なガイドブックとして活用してもらえようとしています。

「普及啓発」から「実践促進」へ

「学ぶ土台づくり」推進計画に基づく普及啓発により、「学ぶ土台づくり」に対する理解は着実に広がり、重要で普遍の理念として定着してきていますが、子供たちの健やかな成長のためには、幼児教育に関係する全ての主体（家庭・地域社会・教育現場・行政）が、「学ぶ土台づくり」を理解することに加え、「実際に行動すること」が必要です。

さらに、幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であるため、「学ぶ土台づくり」は、小学校に入学した後の生活や学習につながっていくものです。そのため、家庭における幼児教育の実践とともに、教育現場においても、幼児教育と小学校教育の円滑な接続など、幼児教育の内容面の質の向上に積極的に取り組んでいくことが求められます。

宮城県の将来を担う子供たちを みんなではぐくみましょう

この指針は、宮城県に住む小学校就学前の全ての子供（乳幼児）を対象としています。その子供たちは、みんなそれぞれ周りの環境と関わり合いながら育ちます。全ての子供たちが健やかに成長していくための環境づくりがとても大切です。そして、もちろん「子供たちに関わる大人自身」も子供たちにとっては環境のひとつです。このことも意識しながら、大人たちが一人一人の子供のために行動していくことが必要です。

宮城県の将来を担う全ての子供たちをみんなではぐくむため、この指針を活用して、それぞれの立場に応じて、できることから少しずつよいので実践してみてください。

目指す子供の姿・基本方向と具体的取組

目指す子供の姿

元気いっぱい、夢いっぱい、瞳かがやく“みやぎっ子”

～ 遊びや自然・人とのかかわりを通して、豊かな心をはぐくむ ～

多様でめまぐるしい変化が予想されるこれからの社会において、子供たち自らが置かれた環境や状況と向き合って生きる柔軟性や適応力を養うとともに、夢や志をもち、可能性に挑戦するために必要となる力をはぐくむことが求められます。

このため、「学ぶ土台づくり」により「目指す子供の姿」とこれを実現するための4つの基本方向を示し、それぞれの基本方向ごとに7つの取組をまとめました。基本方向1・2・3では、主に「家庭・教育現場」に勤めたい実践（行動）をまとめています。基本方向4では、基本方向1・2・3の取組を支援するため、主に「地域社会・教育現場・行政」に望まれる環境づくりや宮城県の実践についてまとめています。

基本方向・具体的取組



基本方向1 親子間の愛着形成の促進

伸び伸びと遊ぶ子供にしましょう

乳幼児期の子供は、身近にいる保護者や幼稚園教諭・保育士・保育教諭などの保育者による愛情豊かで受容的・応答的な関わりを通して相手との間に愛着関係を形成し、これをよりどころとして、人に対する信頼感を培っていきます。また、周囲の大人から愛され、受け入れられ、認められていることを実感することで自己肯定感をはぐくんでいきます。乳幼児期における親子間の愛着形成は、子供の心の健全な成長・発達、特に、物事に安心して積極的に関わろうとする姿勢を無理せずゆっくりと養い育てることに大きな役割を果たします。



取組1 親子でのふれあいのすすめ

子供の成長に
どう関係する
ものなの？

情緒の安定 他者への信頼感 自己肯定感 コミュニケーションの土台
言葉の理解 自我の芽生え など

優しく見つめておしゃべりしましょう

自分を優しく見つめておしゃべりしてくれる大人に子供は親しみを感じ、安心感をもちます。次第に声や表情での感情表現も豊かになり、積極的に大人との関わりを求めようようになります。このような大人とのやり取りの心地よさが、人に対する信頼感の育ちにつながり、コミュニケーションの土台につながります。

子供とおしゃべりするときは、視線を合わせて優しく語りかけましょう。

子供と直接触れ合って遊びましょう

あやし遊びや手遊びなど大人と直接触れ合って遊ぶことを通して、子供は大人と心が通い合う喜びを感じ、次第に大人の動きに合わせて楽しんで体や手足を動かすようになります。また、子供は、わらべうたなどのゆったりとした調べに安らぎを感じたり、大人と一緒に歌おうとすることで自分の思いを表現したいという気持ちをもつようになります。

子供と一緒に遊ぶときは、テレビを消し、スマートフォンなどの操作をやめて、一緒に遊びを楽しみましょう。

絵本を一緒に楽しみましょう

大人の落ち着いた優しい声と共に絵本に触れることで、子供の気持ちは安定していきます。大人と子供の一对一の関わりである読み聞かせは、絵本の世界を一緒に分かち合ったり、子供が大人の愛情を受け止めたりする経験になります。また、絵本は子供に新たな言葉との出会いをつくり、言葉の感覚や語彙を豊かにするとともに、子供のイメージの世界を広げます。

子供を膝に乗せたり、添い寝などをしたりしながら、絵本の読み聞かせをしてみましょう。

十分なスキンシップをとりましょう

子供が積極的に周囲に目を向けて関わるようになるには、子供の心が安定していなければなりません。大人との温かなやり取りや十分なスキンシップを受けることにより、子供の情緒は安定します。スキンシップによって得た安定感は、心の健康を育てる上で重要であり、子供が自立の方向に向かっていくために欠かすことができないものです。

肌と肌のふれあいの温かさを感じるスキンシップを十分にとりましょう。

基本方向 2 基本的な生活習慣の確立

心身共に健やかな子供にしましょう

子供にとって健康な生活は、十分な睡眠やバランスのよい食事、全身を使った活動と休息などの生活の流れの中で営まれていきます。そして、子供は健康な生活のリズムを身に付け、自立の基礎が培われていきます。生活に必要な習慣の形成の第一歩は、家庭において行われます。子供が基本的な生活習慣を身に付けるためには、親がその意義を理解し、自らも規則正しい生活を送るよう努めることが大切であり、家庭生活と親の仕事の調和も視野に入れ、社会全体で取り組むことが大切です。



取組 2 運動・食事・睡眠のすすめ

子供の成長に
どう関係する
ものなの？

情緒の安定 子供の健やかな発育・発達 自立の基礎 積極的な活動
充実した生活 基礎的な体力・運動能力の発達 集中力 など

生活のリズムをつくりましょう

子供には、自立に向けて大切にされなければならない生活のリズムがあります。子供にとって健康な生活は、全身を使っての遊びとバランスのとれた食事、十分な睡眠などの生活の流れの中で営まれていきます。また、規則正しいリズムで生活することは、気持ちの安定や積極的な活動へとつながります。

「全身を使っての遊び・バランスのよい食事・十分な睡眠」といった乳幼児期にふさわしい生活のリズムをつくっていきましょう。

食事を楽しみましょう

子供は、ゆったりとした雰囲気の中で食事をする中で、食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育ちます。また、自分たちで野菜などを育てたり、地域の人々が育ててくれた身近な食べ物に関心をもったりすることを通して、食べ物を大切にすることを学んだり、作ってくれた人々への感謝の気持ちをもつようになります。

和やかな雰囲気の中で、会話を楽しみながら食事をするようにしましょう。

十分に体を動かすことができるようにしましょう

幼児期は身体の様々な機能が大きく発達する時期であり、子供は自発的にそのとき発達していく機能を使って活動する傾向があると言われています。そして、その機能を十分に使うことによって更に発達が促されていきます。そのため、自分から体を動かす心地よさを味わうことができるようにすることが大切です。

「走る・跳ぶ・投げる」といった運動にとどまらず、いろいろな遊びの中で十分に体を動かすことができるようにしましょう。

十分な睡眠がとれるようにしましょう

「寝る子は育つ」と昔から言われるとおり、睡眠は、心身を休ませるだけでなく、特に、成長過程にある子供にとって、体をつくり、脳を発達させる大切な役割も持っています。また、睡眠時間を十分にとることで、情緒が安定するとともに、集中して物事に取り組むことができるようになります。

静かな心地よい雰囲気の中で、子供が一日の心身の疲れを癒すことができるよう、十分な睡眠がとれるようにしましょう。

基本方向3 豊かな体験活動による学びの促進

骨太でたくましい子供にしましょう

思いやりの心、約束を守ること、生命や自然の大切さなどは、教えられて学習するものというより、体験を通じて自ら気づき、実感することによって、初めて習得できるものです。また、様々な体験を積み重ねることにより、自ら考え、自ら行動する姿勢を身に付けることができるようになります。子供が様々な体験活動による学びの機会を得るとともに、集団の中での絆と葛藤の中から自分という存在を自覚していく手助けをしてあげることが大切です。



取組3 心動かされる体験活動のすすめ

子供の成長に
どう関係する
ものなの？

心身共に調和のとれた発達 自主性 好奇心・探究心 気持ちを調整する力
自分の力で行うことの充実感・満足感 生き物や地域への愛着 など

子供と外にでかけましょう

自然に触れて遊ぶ中で、子供は全身で自然を感じ取る体験により心が癒やされると同時に、多くのことを学んでいます。自然の大きさ・美しさ・不思議さなどに直接触れる体験は、本来人間がもっている五感を刺激し、好奇心や探究心、豊かな感受性の発達を促し、科学的な見方や考え方の基礎を育てます。

テレビなどを通しての間接体験の機会が増えている今だからこそ、自然と直接触れ合えるように、子供と一緒に戸外にでかけましょう。

人と関わる楽しさを味わえるようにしましょう

子供は、身近な大人との信頼関係を基盤としながら人々と共に活動する楽しさを味わいます。ときには、友達と自己主張がぶつかり合い、楽しく遊ぶためには相手と折り合いを付けることも必要であると気付いていきます。また、地域の人々との交流を通して、身近な人々へ親しみをもったりします。

自分の生活に関係の深い人と触れ合う体験を通して、人と関わる楽しさを味わえるようにしましょう。

地域の伝統的な文化に触れるようにしましょう

生活の中で、節句、七夕の飾り付け、正月の餅つきなど、四季折々に行われる伝統的な行事に参加したり、地域の人々と関わりながら、地域に伝わる民話やわらべうた、昔の遊び、祭りなどの伝統文化に触れたりする体験を通して、自分たちの住む地域や人々に親しむ気持ちが育ちます。

季節感を取り入れた生活を体験することを通して、四季折々の伝統的な文化に触れる機会をもちましょう。

やり遂げようとする気持ちを大切にしましょう

子供が遊びを心ゆくまで楽しみ、その中で物事をやり遂げようとする気持ちをもつことは、子供の自立心をはぐくむ上で大切です。途中でうまくいかなかったり、思い通りにいかなかったりしたときも、周囲の大人に温かく見守られ、必要に応じて適切な援助を受けることができれば、諦めずにやり遂げることができるようになります。

子供のやり遂げたいという気持ちを大切に、やり遂げることができたときには、一緒に喜びましょう。

基本方向4 幼児教育の充実のための環境づくり

子供が夢中になって遊べる環境にしましょう

幼児教育は、教育現場はもちろんのこと、家庭や地域社会においても幅広く行われるものであるため、幼児教育の充実に向けて、関係する全ての主体（家庭・地域社会・教育現場・行政）がそれぞれの役割を的確に果たし、連携して取り組むことが必要です。宮城県は、幼児教育に関係する各主体と連携しながら、幼児教育センターを中心として教育現場における幼児教育の内容面の質の向上を図る取組を行うとともに、親の学びや体験活動の機会の提供など多様化する幼児教育へのニーズに応じた環境づくりを進めます。



取組4 親の学びと育ちの支援の充実

子供の成長を
支援する
環境とは？

子供の成長への喜び 親になる前の世代の学び 子育ての悩みや不安への支援
子供の基本的な生活習慣づくりへの支援 家庭生活と仕事の調和 など

親の学びの機会の充実

子供たちの健やかな成長のためには、保護者自身が子供の成長を喜び、ゆとりをもって子育てができる環境が必要です。

教育現場は、保護者が家庭教育の重要性について理解を深められるよう、保護者向けの研修会や親同士の学び合いなど、教育現場の機能や特性を生かした学びの機会を充実させましょう。行政などは、親になる前の世代に対し、将来の子育てを肯定的に捉えられるような学びの機会を提供していきましょう。

生活習慣づくりの支援

子供が望ましい基本的な生活習慣を身に付けるために、親はその意義を理解し、自ら規則正しい生活を送ることが大切です。

教育現場は、保護者会などの機会を活用し、生活習慣づくりの手法について助言を行うなど家庭への支援に努めましょう。また、行政は、NPO・関係団体・企業と連携して基本的な生活習慣の重要性の理解を促すとともに、家庭における基本的な生活習慣の確立を促す取組を通して啓発していきましょう。

家庭生活と仕事の調和

仕事をもつ親がゆとりをもって子育てをするためには、家庭生活と仕事の調和が必要です。

仕事をもつ親が家族との充実した時間を多くもてるよう、地域社会は、家庭生活と仕事の調和の実現に向けて積極的に取り組みましょう。また、行政は、企業などに対する啓発の取組のほか、従業員の子育てへの支援や家庭生活と仕事の両立に積極的に取り組む企業を支援するなどして、働きながら安心して子育てができる環境づくりを推進しましょう。

子育てへの支援

保護者に対する子育ての支援を適切に行うために教育現場の機能や専門性を十分に生かすことが大切です。さらに、子育てに悩みや不安を感じている保護者に対しては、子育て相談や子育てに関する情報の提供を行うなど、各主体が連携して子育ての支援体制を一層充実させることも必要です。

また、宮城県では、保護者が子育てについて学ぶ機会を提供するとともに、子供の基本的な生活習慣の確立に向けて社会全体で取り組むための支援を行います。

基本方向4 幼児教育の充実のための環境づくり

子供が夢中になって遊べる環境にしましょう

幼児教育は、教育現場はもちろんのこと、家庭や地域社会においても幅広く行われるものであるため、幼児教育の充実に向けて、関係する全ての主体（家庭・地域社会・教育現場・行政）がそれぞれの役割を的確に果たし、連携して取り組むことが必要です。宮城県は、幼児教育に関係する各主体と連携しながら、幼児教育センターを中心として教育現場における幼児教育の内容面の質の向上を図る取組を行うとともに、親の学びや体験活動の機会の提供など多様化する幼児教育へのニーズに応じた環境づくりを進めます。



取組5 地域の支援体制の充実

子供の成長を
支援する
環境とは？

地域の教育力の向上 安全・安心な遊び場 家庭教育支援チームの充実
地域のみんなで子供の成長を見守る など

社会全体で支える

子供の発達や学びをより豊かにするためには、家庭・地域社会・教育現場がそれぞれの立場での教育機能を向上させるとともに、相互の連携・協力の重要性を共に理解し、子供の健やかな育ちを社会全体で支えることが必要です。

子供が地域で元気に遊ぶことができるよう、当事者となる子供の声に耳を傾け、各主体が連携して子供にとっての遊びの大切さを社会全体に啓発するとともに、安全・安心が確保された遊び場やコミュニティを形成できる場所づくりを促進しましょう。

地域で育てる

地域によっては「地域コミュニティ」というものが十分機能していないと言われるかもしれませんが、どこの地域であっても、子育ての支援や人の輪づくりを進める中心となる「場」を設けることが必要です。

一方で、日頃から地域の身近な人へ挨拶したり、何気ない言葉を交わしたりする近所付き合いをしていくだけでも地域のコミュニティは形成されていきます。日常の小さな行動も、近所の子供たちの育ちを見守り、子育てをする保護者を支えることとなり、子育て家庭の孤立を防ぐことにもつながります。

地域資源の活用

子供が豊かな生活体験を得られるようにするためには、地域の自然に触れたり、地域の様々な人々と交流したり、地域の施設を活用したりするなど、地域の資源を活用する取組の推進が必要です。

地域の公園・児童館・図書館・自然の家などの公共施設や地域コミュニティ・放課後児童クラブ・子供会組織の活用や、子育てサポーター・ボランティアの養成・活用を促進しましょう。また、家庭教育支援チームの設置を推進し、地域の資源・人材の活用に資するネットワークづくりに努めましょう。

教育現場・行政の特性を生かした支援

教育現場は、地域の子育て支援センター的役割を果たすとともに、地域の実態や保護者・地域住民の要請を踏まえ、子供の健全育成・子育て家庭の養育力の向上・親子や様々な人との関係づくりのため、施設や機能を開放し、子育てを支援しましょう。

また、行政は、地域社会において子育ての支援の担い手となる人材の育成・活用や積極的な情報提供、地域の子育て経験者や専門家などとの連携を通して、子育て家庭を支援しましょう。宮城県は、地域社会におけるこうした取組を積極的に支援します。

基本方向4 幼児教育の充実のための環境づくり

子供が夢中になって遊べる環境にしましょう

幼児教育は、教育現場はもちろんのこと、家庭や地域社会においても幅広く行われるものであるため、幼児教育の充実に向けて、関係する全ての主体（家庭・地域社会・教育現場・行政）がそれぞれの役割を的確に果たし、連携して取り組むことが必要です。宮城県は、幼児教育に関係する各主体と連携しながら、幼児教育センターを中心として教育現場における幼児教育の内容面の質の向上を図る取組を行うとともに、親の学びや体験活動の機会の提供など多様化する幼児教育へのニーズに応じた環境づくりを進めます。



取組6 子供の多様性に応じた支援

子供の成長を
支援する
環境とは？

子供一人一人に応じた教育・保育 教育現場全体での支援
様々な関係機関との連携・情報共有 全ての大人の理解 など

一人一人に応じた教育・保育の展開

教育現場は、子供が保育者や多くの子供と集団で生活する中で、子供一人一人に応じた教育・保育を行うことにより、生きる力の基礎を培う経験を積み重ねていく場です。障害のある子供に対しては、保育者などが障害に関する知識や配慮などについての正しい理解を深め、組織的に対応できるようにしましょう。また、海外から帰国した子供や外国人の子供など日本語の習得に困難のある子供に対しては、個々の実態に応じ、組織的・計画的に教育・保育の内容や支援の方法を工夫しましょう。

保護者や社会全体の理解促進

子供は集団の中で生活し、友達をはじめ、様々な人々との出会いを通して、互いに成長していきます。特別支援教育は「障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、現在及び将来の社会にとって重要な意義をもつものである」ということについて、教育現場や行政が中心となり、研修会などを通して保護者の理解を深めるとともに、さらに社会全体の理解を促進することが必要です。

個別の教育・保育支援計画や指導計画の作成・活用

個別の教育・保育支援計画や個別の指導計画は、特別な配慮を必要とする子供など一人一人に対するきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的・計画的に行うために重要な役割を担っています。個別の支援計画の作成・活用に当たっては、子供の実態把握や、本人・保護者の願い・希望などを踏まえ、関係機関と連携しながら、長期的な視点に立って小学校への切れ目のない支援に生かしましょう。個別の指導計画は、一人一人の目標、支援の内容・方法を明確にして作成し、全ての保育者が連携しながら、教育現場全体で支援に当たるようにしましょう。

関係機関と連携した適切な支援

保育者は、宮城県総合教育センターが実施する研修や宮城県立の特別支援学校がもつセンター的機能を活用し、特別な配慮を必要とする子供の正しい理解と技能を身に付けていきましょう。さらに、家庭や地域社会、保健・医療・児童福祉などの行政と連携し、一人一人に応じた適切な支援に努めましょう。

また、宮城県では、特別な配慮を必要とする子供の早期発見・早期支援とその後の切れ目のない支援に向け、教育現場や関係機関の理解を深めるとともに、情報共有などの連携を進めるための取組を行います。

基本方向4 幼児教育の充実のための環境づくり

子供が夢中になって遊べる環境にしましょう

幼児教育は、教育現場はもちろんのこと、家庭や地域社会においても幅広く行われるものであるため、幼児教育の充実に向けて、関係する全ての主体（家庭・地域社会・教育現場・行政）がそれぞれの役割を的確に果たし、連携して取り組むことが必要です。宮城県は、幼児教育に関係する各主体と連携しながら、幼児教育センターを中心として教育現場における幼児教育の内容面の質の向上を図る取組を行うとともに、親の学びや体験活動の機会の提供など多様化する幼児教育へのニーズに応じた環境づくりを進めます。



取組7 幼児期の教育・保育の質の向上

子供の成長を
支援する
環境とは？

全ての子供への質の高い教育・保育の提供 教職員の資質・専門性の向上
教育現場の実態・課題などに応じた研修・支援 など

幼児教育と小学校教育の円滑な接続

幼児教育と小学校教育が円滑に接続するよう、交流活動や相互参観の実施など、幼児教育施設と小学校の間で幼児と児童や職員同士が相互に交流するとともに、合同研修会などを通して相互理解を深め、保幼小の連携を充実させましょう。

さらに、「志教育」とのつながりも見据え、幼児期に遊びを通して得た経験が、各教科などの学習に生かされてつながるよう、保幼小接続期カリキュラムを作成し、実践してみましょ

幼児教育の質の評価

教育現場における教育・保育の質の向上のため、評価を通じた運営改善にも取り組んでみましょう。

評価は、それ自体が目的ではなく、重点的に取り組むべきことを把握し、その伸長・改善に取り組むことが目的です。教育現場それぞれの実態や課題に応じて、PDCAサイクルによる評価手法を整え、運営改善に確実につなげるとともに、より客観性の高い評価にするため、評価結果を家庭や地域社会に広く情報提供し、共有するとなおよいでしょう。

教職員の専門性の向上

幼稚園教諭・保育士・保育教諭などの役割を果たすために不可欠なことは、幼児教育の専門性を磨くことです。質の高い教育・保育を展開するために、日々の実践と振り返りや教材研究、研修などによる学びや気づきを通して、幼児教育に関する専門性や自己の能力を向上させましょう。

研修の実施主体は、経験年数や職能、施設類型の特性、今日的課題などに応じて研修内容の質を高めるとともに、教育現場においては、それぞれの実態や課題に応じて園内研修を充実させましょう。

幼児教育センターの整備と活用

幼児教育の内容面の質の向上を図るため、宮城県では「幼児教育センター」を設置し、公私・施設類型の区別なく、教職員の資質能力の向上や保幼小の円滑な接続のための研修、幼児教育アドバイザーの派遣による教育現場への支援のほか、これらの基盤となる調査・研究などの取組を行います。

教育現場においては、幼児教育センターの取組を積極的に活用し、子供たちが夢中になって遊ぶことができる質の高い環境づくりを常に意識した教育・保育を実践しましょう。

「志教育」につながる「学ぶ土台づくり」

みやぎの志教育

夢をはぐくみ志に高める

「みやぎの志教育」とは、「小・中・高等学校等の全時期を通じて、人や社会と関わる中で社会性や勤労観を養い、集団や社会の中で果たすべき自己の役割を考えさせながら、将来の社会人としてのよりよい生き方を主体的に求めさせていく教育」です。

人と『かかわる』

- 様々な人との関わりを通して、自己理解や他者理解を深化させる。
- 集団や組織の中で、よりよい人間関係を築く力や社会性を養う。

よりよい生き方を『もとめる』

- 学校で学ぶ知識と、社会や職業との関連を実感させる。
- 社会において役割を果たす人間として、自らの在り方生き方について主体的に探求させる。

社会での役割を『はたす』

- 集団や組織の中で、自分の果たすべき役割を認識させる。
- 自己の役割を果たすことによって自己有用感を高めさせる。

- 相手との愛着関係をよりどころとして、人に対する信頼感につながる基礎を培う。
- 様々な人と触れ合うことを通して、社会性や思いやりの心をはぐくむ。

- 幼児期にふさわしい生活のリズムを確立することで、自立の基礎を培う。
- 様々な体験を積み重ねることにより、自ら考え、自ら行動する姿勢を身に付ける。

- 諦めずにやり遂げようとする気持ちや自分で解決しようとする気持ちをもつ。
- 最後までやり遂げた体験を通して自己肯定感をはぐくむ。

親子間の愛着形成の促進

基本的な生活習慣の確立

豊かな体験活動による学びの促進

幼児教育の充実のための環境づくり

元気いっぱい、夢いっぱい、瞳かがやく“みやぎっ子”

～ 遊びや自然・人とのかかわりを通して、豊かな心をはぐくむ ～

みやぎの学ぶ土台づくり

正確な実態把握による評価・検証

「学ぶ土台づくり」の取組の成果は、子供の生活や学びの様子など、まさに「子供の姿」に映し出されるものです。そのため、家庭における子供の姿や教育現場における幼児教育の取組状況などの実態を正確に把握し、課題を的確に分析することが「学ぶ土台づくり」の取組の改善・充実には不可欠です。そして、現状や課題は、行政だけではなく、家庭・地域社会・教育現場を含めて、幼児教育に関係する全ての主体で共有することが必要です。

宮城県は、正確な実態把握により現状・課題を分析・整理して各主体と共有し、各主体は、現状・課題に応じてそれぞれの取組を改善していくという、PDCAサイクルによる評価・検証を行います。

さらに、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の定期的な改訂（改定）をはじめ、幼児教育の動向や社会の状況は変化し続けます。このような社会状況の変化や宮城県の幼児教育の現状・課題に応じて、この指針が常に適切なものとなるよう不断の見直しを行います。

みんなの行動が子供の健やかな成長につながります

「学ぶ土台づくり」は、幼児教育に関係する全ての主体（家庭・地域社会・教育現場・行政）が、現状・課題についての共通認識をもち、この指針に対する共通理解の下、子供の健やかな成長のためにそれぞれの役割を確実に果たすことで成果が上がるものです。

はじめにも書いていますが、宮城県の将来を担う全ての子供たちをみんなではぐくんでいくためには、大人たちが一人一人の子供のために行動していくことが必要です。どの主体の役割も欠くことはできません。

この指針により「元気いっぱい、夢いっぱい、腫かがやく“みやぎっ子”」を目指し、みんなで幼児教育に関わる意識をもち、各主体間で連携・協力しながら取り組んでいきましょう。



各主体に期待される役割



家庭

教育の基盤は家庭であることを認識し、主体的に子供の教育を行うとともに、地域社会・教育現場・行政と連携し、家庭の教育力の向上に努めることが期待されます。

地域社会

「地域の子供は地域で育てる」との視点に立ち、地域の教育力の向上に努めることが期待されます。

教育現場

幼児教育の重要性を認識し、幼児教育の質の向上に努めることが期待されます。

行政

幼児教育の重要性について広く周知を図るとともに、関係機関などと連携・調整の上、様々な施策を展開し、幼児教育の一層の充実に努めることが期待されます。

宮城県幼児教育センター

「宮城県幼児教育推進指針みやぎの学ぶ土台づくり」の普及啓発の取組を推進するとともに、幼児教育の主たる担い手である市町村・設置者等の理解と協力を得ながら、幼稚園・保育所・認定こども園等における幼児教育の内容面の質の向上を図ります。

研修

- 保幼小合同の研修
- 園内研修の推進・充実
- 市町村・設置者等の研修

支援

- 幼児教育アドバイザーの派遣
- 幼児教育アドバイザーの育成
- 情報提供・相談窓口の一元化

公私・施設類型の区別のない幼児教育の質の向上
教育・保育の現場や市町村・設置者等の支援

- 幼児教育に関する調査
- 幼児教育に関する研究協議

研究

令和3年4月
スタート



宮城県では、幼児期を生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期、すなわち「学ぶ土台づくり」の時期として捉え、家庭や幼稚園・保育所・認定こども園などのいずれにおいても充実した幼児教育が行われ、小学校へ入学する時期までに、子供たちが豊かな心情や学ぶとする意欲、健全な生活を送る態度などを身に付けることを目指しています。

目指す
子供の姿

元気いっぱい、夢いっぱい、瞳かがやく“みやぎっ子”

～ 遊びや自然・人とのかかわりを通して、豊かな心をはぐくむ ～

基本方向1

親子間の愛着形成の促進

取組1 親子でのふれあいのすすめ

基本方向2

基本的な生活習慣の確立

取組2 運動・食事・睡眠のすすめ

基本方向3

豊かな体験活動による学びの促進

取組3 心動かされる体験活動のすすめ

基本方向4

幼児教育の充実のための環境づくり

取組4 親の学びと育ちの支援の充実

取組5 地域の支援体制の充実

取組6 子供の多様性に応じた支援

取組7 幼児期の教育・保育の質の向上

宮城県幼児教育センターの主な取組内容

幼児教育の内容面の質の向上を図るため、公私・施設類型の区別なく、専門・専任の職員が **研修**・**支援** とその基盤となる **研究** の3つの取組を行います。

研修

研修の充実

保幼小合同研修会
(広域型)

- 全県又は圏域全体対象
- 全国的・全県的な動向・課題等



NEW

保幼小合同研修会
(小単位型)

- 小学校区単位
- 教育・保育の現場の実践に近い内容



NEW

ICTを活用した
研修教材提供

- 園内研修に活用できる動画教材等
- 研修機会の確保・効率的な研修

NEW

市町村担当者研修会
園(所)長等研修会

- 幼児教育の質の向上への理解促進
- 教育・保育の内容面の改善・充実

設置者等の 理解促進

支援

幼児教育 アドバイザー の充実

幼児教育アドバイザー派遣
(施設要請型)

- 幼児教育施設単位
- 園内研修サポート等



NEW

幼児教育アドバイザー派遣
(定期巡回型)

- 小学校区単位の研修会での指導助言
- 専門的観点からの保幼小の相互理解



NEW

幼児教育アドバイザー育成
(養成講習・人材バンク)

- 地域で相談できる指導助言者の育成
- 幼児教育アドバイザーの人材確保

NEW

ポータルサイトによる
ワンストップの情報提供

- 情報提供・相談窓口の一元化
- 教職員や保護者等の利便性の向上

情報提供 の充実

研究



幼稚園教育課程
宮城県研究協議会

- 文部科学省提示の協議主題に関する全県的な研究協議

幼児教育に関わる
実態調査・アンケート

- 「学ぶ土台づくり」の取組に関する実態把握・課題分析



白石市立白石第一小学校における児童の死傷事故について

1 事故の概要

(1) 発生日時 令和3年4月27日（火）午後3時頃

(2) 発生場所 白石市立白石第一小学校の校庭

(3) 事故の概要

- 校庭に設置されている防球ネットで児童数人が遊んでいたところ、ネットを支えている2本の木製支柱のうち、1本が根元から折れて児童2人に当たり、1人は頭部を負傷しお亡くなりになり、1人は顔面に重傷を負ったもの。

2 白石市の対応

- 4月29日に、臨時の保護者説明会を実施している。
 - 4月30日に、市職員による緊急点検を行ったところ、白石第一小学校で折れた支柱と同様の構造物はなかった。また、ただちに重大な事故を引き起こす恐れのある構造物はなかった。
 - 遊具及び掲揚塔など損壊時に危険の大きい構造物は、今回緊急点検したものも含め、民間業者に点検を依頼する。
 - 残存していた支柱（1本）は、折れる危険性があることから、5月8日に撤去・搬出を行った。
 - 有識者等による事故調査委員会を市教育委員会内に設置し、原因究明と再発防止等に取り組むとしている。
- ※ なお、警察においては、事故原因などの検証が行われているとのこと。

3 県教育委員会の対応

(1) 県立学校及び市町村教育委員会に対する安全点検等に関する通知の発出

① 学校施設・設備の安全点検の徹底等について（4月28日）

- 校庭に設置している支柱等も含めた施設・設備の点検指示
- 点検で不備等が認められた際の対応（県立学校は安全対策を講じた上で報告）
- 児童生徒に対する施設・設備の安全な利用の指導依頼

② 学校に設置している防球ネットの緊急点検等について（4月30日）

- 文部科学省通知（学校に設置している防球ネットの緊急点検等について）に基づく次の2点を周知
 - ・ 各学校設置者においては、学校に設置されている防球ネットについてその安全性を緊急に点検し、必要に応じて使用禁止や修繕等の適切な措置を講ずる。
 - ・ 各学校においては、事故の発生防止に努めるとともに、教職員に対し事件・事故発生時における対応の周知徹底等を行い、引き続き学校の安全確保に万全を期す。
- 上記①の県教育委員会からの通知内容を改めて徹底するよう依頼

(2) 白石第一小学校に対するスクールカウンセラー等の派遣

- スクールカウンセラー1人の派遣回数を増やし、児童・保護者の心のケアに当たるとともに、教員への支援を行っている。
- 緊急時の専門的な知識を持つ教育事務所専門カウンセラーを派遣し、スクールカウンセラーをサポートしている。
- 指導主事を1人派遣し、学校対応への支援を行っている。